

ギリシャの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ギリシャ共和国（ギリシャ語では「Ελληνική Δημοκρατία」（エリニキ・ディモクラティア）。英語の公式名称は「Hellenic Republic」であるが、通称は「Greece」。以下「ギリシャ」という）は、バルカン半島南端にある共和制国家である。古代文明の発祥地の1つであるが、多数の独立したポリス（都市国家）が覇権を競っていた時代の後、古代マケドニア王国、東ローマ帝国、オスマン帝国といった外国勢力の支配が長く続き、国力を失っていった。

1832年にギリシャ王国として独立を果たしたが、バルカン戦争、第二次世界大戦、内戦等の混乱が続いた。1967年から1974年まで続いた軍事独裁政権が崩壊し、1974年12月8日に実施された国民投票の結果、共和制に移行した。1975年には、新しい憲法が制定されるに至った。

ギリシャは1981年にEC（現EU）に加盟し、2001年にはユーロを導入したが、2009年には、統計操作により巨額の財政赤字を隠ぺいしていたことが発覚し、世界中を震撼させる金融危機を引き起こした。財政危機に直面したギリシャは、2010年5月から2018年8月まで、EU及びIMF等の大規模な金融支援を受けた。その結果、年によっては、プラス成長を果たすまでになった。

日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及び英国法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及び英国法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。

そこで、本稿では、ギリシャの知的財産法の概要を紹介することとしたい（なお、ギリシャも加盟しているEUの知的財産法の説明については、別稿を参照されたい²）。

II ギリシャの法制度一般

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁を参照されたい。

ギリシャ法は、多くの法分野において、ドイツ法の影響を強く受けてきた。例えば、ギリシャの民法典は、ドイツ法の強い影響の下に成立し、パンデクテン体系を採用している（全2035条）。起草にあたっては、ドイツ民法を主としつつ、スイスの民法典及び債務法典、フランス民法典並びにオーストリア民法典等も参考とされ、その結果、ギリシャ独自の民法典が完成された。ギリシャ民法典は1940年に公布されたが、政権交代等による混乱の中、施行が延期されていたが、結局、1946年2月23日から遡及的に施行された。ギリシャ民法典は現在まで幾度もの改正を経ている。1832年の最初の民事訴訟法典や、刑法典及び刑事訴訟法典も、当時の摂政の1人であったミュンヘン大学のマウラー教授により編纂されたものであった。ギリシャの研究者の多くは、ドイツに留学し、ドイツ法を学んだ。但し、商法の分野についてみると、ギリシャは、1807年のナポレオン商法典を1828年に導入する等、フランス商法の影響を強く受けている³。

現在のギリシャの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、民法典、商法典、刑法典、民事訴訟法典、刑事訴訟法典等がある。ギリシャの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという事実上の役割を果たしている。

ギリシャは、EUの加盟国である。EUにより採択された規則は、ギリシャに直接適用され、国内法令に優越する。EUの指令がギリシャで法的効力を生じるためには、ギリシャで国内法化される必要がある。

III 知的財産法全般

ギリシャの知的財産法制度は、主に、特許法、商標法、著作権法等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

ギリシャは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約（PCT）、欧州特許条約（EPC）、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

知的財産権に関連するギリシャの政府機関としては、「Hellenic Industrial Property Organisation」（HIPO）がある。HIPOは、主に特許、実用新案、意匠の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。また、「Hellenic Copyright Organization」（HCO）は、著作権、著作隣接権等に関する業務を行っている⁴。

³ 中村英郎編『ギリシャの民事訴訟法学』（成文堂、1999年）2～3頁。

⁴ <http://www.obi.gr/en/>

ギリシャは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、ギリシャ国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、ギリシャ国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほか、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標 (EUTM)⁵ 制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、ギリシャを含む欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている⁶。なお、著作権及び営業秘密に関しては、基本的制度の統一・調整を図るための EU の指令がいくつか公布されているものの、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、ギリシャで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約 (EPC) に基づき欧州特許局 (EPO) に対して出願を行い、許可後に、ギリシャ等の希望する国における登録を行うことである (PCT 出願は可能であるが、直接にギリシャを指定して国内特許の付与を受けることはできない。EPC を指定して、EPC 出願手続においてギリシャを指定することになる)。もう1つは、ギリシャ知的財産庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する (但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである)⁷。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人等である。ギリシャ国内に住所を有しない出願人は、ギリシャの代理人に出願を委託しなければならない。出願の明細書、クレーム及び要約は、ギリシャ語、英語、フランス語又はドイツ語のいずれかを用いなければならない。もし英語を用いた場合、出願日から 4 か月以内にギリシャ語訳を提出しなければならない。

⁵ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」(CTM) という名称であった。

⁶ 但し、英国は、EU 離脱 (Brexit) に伴い、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度への不参加を表明している。

⁷ 本稿の「特許」の部分については、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ギリシャ」の「制度ガイド」5~10頁、②特許庁ウェブサイトにおけるギリシャ特許法の和訳等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html#europe>

ならない。

ギリシャの特許法によると、特許権付与の要件は、①不特許事由（発見、科学的理論、数学的方法、美術的創作物、知的活動、ゲーム、業務遂行のための計画・規則・方法、コンピュータ・プログラム、情報の表示）に該当しないこと、②絶対的新規性があること（出願日又は優先日前に国内又は国外で公知、公用となり又は刊行物に記載されていなかったこと）、③進歩性があること、及び④産業上の利用可能性があることである。新規性喪失の例外事由としては、(a) 出願人又はその適法な前任者の権利に対する明白な濫用による場合、(b) 当該発明が、国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式の国際博覧会で展示されたものである場合がある（もし (b) に該当する場合、出願人は、出願に際して、当該発明がそのように展示されたことを申告するとともに、それを裏付ける証明書を提出しなければならない）。

ギリシャでは、特許出願後、方式要件と特許性（不特許事由に該当しないこと）についてのみ審査が行われ、実体審査は行われない。実体審査は無いので、審査請求制度は無い。出願人は、特許出願が特許庁により拒絶された場合、実用新案出願に変更して保護を請求することができる。

出願人は、出願日又は優先日から 4 か月以内に、調査料金を納付しなければならない（納付しないと、特許出願が実用新案出願に自動的に変更される）。納付後、特許庁は、出願人に情報提供や見解を求めたり、欧州特許庁や他国の特許庁に意見を求めたりした上で、調査報告書（新規性、進歩性等に関する全ての情報が記載される）を作成し、出願人に送付する。送付を受けた出願人は、3 か月以内に、意見書を提出する。これを受けて、特許庁は、最終調査報告書を作成した上で、特許出願書類及び最終調査報告書を、出願日又は優先日から 18 か月後に公開する。

出願公開により、最終調査報告書の内容如何に関わらず、特許が付与され、特許証の発行及び特許原簿への登録が行われる。

特許権の存続期間は出願日から 20 年であるが、設定登録日から発生する。

特許に無効理由がある場合、裁判所の決定により、無効宣告を受ける。無効理由としては、①特許権者が、発明者・承継人等のいずれでもない場合、②発明が特許権付与の要件のいずれかを有していない場合、③特許明細書が、当業者が発明を実施するのに不十分である場合、④付与された特許の主題が、出願時の保護内容を超えている場合がある。

V 実用新案

ギリシャの実用新案制度⁸は、特許法に規定されている。

実用新案権の保護対象は、「明確な形状及び形態を有する新規かつ産業上利用可能な 3 次

⁸ 本稿の「実用新案」の部分については、①前掲「制度ガイド」11～14 頁、②特許庁ウェブサイトにおけるギリシャ特許法の和訳等を参照した。

元的対象物(新規であり、産業上利用可能で、技術課題を解決することができる工具、器具、装置又はこれらの部品等)」である。

実用新案出願を行うことができるのは、考案者及び承継人等である。ギリシャ国内に住所を有しない出願人は、ギリシャの代理人に出願を委託しなければならない。出願の明細書、クレーム及び要約は、ギリシャ語、英語、フランス語又はドイツ語のいずれかを用いなければならないこと、もし英語を用いた場合、出願日から4か月以内にギリシャ語訳を提出しなければならない等は、特許出願の場合と同様である。

新規性、産業上の利用可能性等についての実体審査は行われず、方式審査のみで実用新案証が発行される(実務上、出願から約8か月で登録に至る)。実体審査は無いので、審査請求制度は無い。

実用新案登録の場合の「新規性」の要件は、特許の場合と同様に、絶対的新規性が採用されている。新規性喪失の例外事由も、特許の場合と同様である。

特許庁は、出願書類を、出願日又は優先日から18か月後に公開する。

実用新案権の存続期間は出願日から7年であるが、設定登録日から発生する。

実用新案に無効理由がある場合、裁判所の決定により、無効宣告を受ける。無効理由も、特許の場合と同様である。

VI 意匠

意匠については、「EU全体において有効な意匠制度」と、「ギリシャ等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs)と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU域内市場に関連する実体規定については調和されている。

ギリシャの意匠法⁹によると、意匠とは、「物品の全体又は一部の外観の視覚的な特徴であって、特に、物品自体の線、外郭、色彩、形状、形態及び／又は材料の特徴及び／又はその装飾の特徴に由来するもの」をいうと規定されている。部分意匠制度は採用されていない。

意匠の不登録事由としては、①公の秩序又は善良な道徳に反すること、②物品の形状の特徴が、専らその技術的機能に従うものであること、③物品の外観の特徴が、その正確な形状及び寸法で複製しなければならないものであり、それによってその意匠を包含し又は適用する物品が、他の物品と機械的に結合、配置、周辺又は対峙して設置することで機能を満たすことができる場合がある。

新規性、独自性についての実体審査は行われず、方式審査のみで意匠登録され、公開される(実務上、出願から約6～9か月で登録に至る)。実体審査は無いので、審査請求制度

⁹ 本稿の「意匠」の部分については、①前掲「制度ガイド」15～18頁、②特許庁ウェブサイトにおけるギリシャ意匠法の和訳等を参照した。

は無い。

意匠権の存続期間は最長 25 年である（出願後最初の存続期間は 5 年であるが、その後、5 年ごとに、合計 25 年まで延長することができる）。

意匠に無効理由がある場合、裁判所の決定により、無効宣告を受ける。無効理由としては、①登録意匠の所有者が、創作者又は承継人等でない場合、②保護される意匠に、新規性、独自性等の要件を満たさない場合、③物品の形状の特徴又はその内部結合の特徴が、意匠の不登録事由に該当する場合、④意匠の実施又は公表が、公の秩序又は善良な道徳に反するものである場合がある。

VII 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「ギリシャ等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている¹⁰。

ギリシャで商標として保護される対象は、識別性があり、視覚で認識できるように表現することができるものであり、具体的には、単語、名称、商号、通称、図、意匠、文字、数字、色彩、音声(楽曲を含む)又は商品若しくはその包装の形状等である。立体商標、証明商標及び団体商標も認められる。ギリシャの商標法の 2020 年改正により、新たなタイプの商標(例えば、動き、ホログラム等)が認められるようになった。

ギリシャでは、先願主義、一出願多区分制が採用されている。出願する商標にギリシャ文字又はラテン文字以外の文字を含む場合、ギリシャ語による翻訳を添付しなければならない。電子出願も可能である。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由(識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、公衆を欺瞞するおそれがあること等)及び相対的不登録事由(先行商標と同一又は類似であること、先行商標と類似するため公衆が混同するおそれがあること等)について行われる。出願公開制度、審査請求制度は採られていない。

出願後登録前の方式審査及び実体審査において問題が無ければ、出願が容認され、出願公告が行われる。出願公告後 3 か月以内であれば、異議申立てをすることができる。異議申立てがないか、異議申立てが認められない場合、商標は登録される(実務上、出願から約 10 ～15 か月で登録に至る)。

商標権の存続期間は、出願日から 10 年間であり、以後 10 年ごとに何回でも更新するこ

¹⁰ 本稿の「商標」の部分については、①前掲「制度ガイド」19～24 頁、②特許庁ウェブサイトにおけるギリシャ商標法の和訳等を参照した。

とができる。

商標権の使用義務は無いが、登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、請求により登録商標を取り消されることがある。

VIII 著作権

EUには、EUレベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。ギリシャにおける著作権の保護は、ギリシャの国内法に委ねられているが、EU加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後70年と定めている。

ギリシャの著作権法制度においては、「著作物」には、書籍、冊子、映画、写真、音楽、ビジュアル・アート、地図、データベース、コンピュータ・プログラム等が含まれるが、単なるアイデアや概念は除かれる。

ギリシャでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これはギリシャでの著作権保護の要件ではない。

著作物を創作又は発行したことの証明手段として、「著作物のタイムスタンプ」の制度がある。これは、著作物が存在した特定の日付を記録することにより著作者の立場を保護するために利用される方法の一つである。「Hellenic Copyright Organization」(HCO)は、作品の種類やプロ・アマを問わず、すべての著作者が自分の作品の存在を証明するために、オンラインのタイムスタンプ・サービスを提供している。これは、デジタル又はデジタル化された形態の著作物を一意に識別し、その著作物が提出された特定の日時を記録するものである。HCOによるオンラインのタイムスタンプ・サービスは、HCOのウェブページ¹¹で公開されており、関連する手続についての詳細な情報が掲載されている。

著作権には、著作財産権と著作者人格権がある。著作財産権は、その名が示すように、著作者に作品を利用し、経済的に利益を得る能力を与えるものである。これに対し、著作者人格権は、著作者とその作品を結びつける個人的な関係を含むものであり、具体的には、著作物をいつ、どのようにして公衆に提供するかを決定する権限、著作物の著作者を表示する権限、さらには、作品の完全性を維持する権限、すなわち、作品の歪曲、省略、その他の改変を禁止する権限が含まれる。著作者人格権の特徴は、それが財産的権利から独立しているということだけでなく、譲渡できないという点にもある。

ギリシャはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はギリシャでも保護される。

ギリシャでの著作権の保護期間は、著作者の死亡の翌年1月1日から70年間である。

著作権侵害者には、民事責任が追及されるほか、刑事責任(1年以上10年以下の禁固刑

¹¹ <https://www.opi.gr/en/timestamp>

及び 2,900～59,000 ユーロの罰金刑) が科される可能性がある。

IX 営業秘密

EU には、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。ギリシャにおける営業秘密の保護は、ギリシャの国内法に委ねられているところ、従来は、個別の紛争事案において裁判所の判例により、一定の保護が与えられてきた。そのような状況の下、営業秘密保護に関する EU 指令を受けて、ギリシャでは、特許法の 2019 年改正により、営業秘密保護に関する規定が追加された¹²。

「営業秘密」の要件としては、①問題となっている情報が、その種の情報を通常扱う特定の範囲内の専門家の中で一般的に知られていないこと、②商業的価値があること、③当該情報を合法的に管理している者の秘密保持のための努力が挙げられる。

営業秘密侵害に対する司法的保護としては、①営業秘密の使用又は開示の停止又は禁止、②侵害品の製造、提供、販売、使用又はそれらを目的とした侵害品の輸入、輸出、保管の禁止、③侵害品に関する適切な是正措置を採ること、④営業秘密を含む文書、物体、資料、物質、電子ファイルの全部若しくは一部を破棄し又は申請者に引き渡すこと等がある。

また、被疑侵害者に対する暫定的・予防的措置として、将来の侵害の停止、侵害品に関する行為の禁止、被疑侵害品の差押え・引渡し等が認められている。暫定的・予防的措置の申請者は、第一審裁判所（単独裁判官によって構成される）に対し、自らの主張を裏付ける証拠を提出しなければならない。暫定的・予防的措置を求める利害関係者は、暫定的・予防的措置の申請に関する決定が出された日から 20 営業日又は 31 暦日以内に訴訟を提起する義務がある。もし提訴しない場合、当該決定は自動的に取り消される。

X エンフォースメント

ギリシャでは、最近、タバコ及び蒸留酒に関する知財侵害行為が大幅に増加している。知財侵害物品の多くは、アジア（主に中国）から海路で輸入され、ギリシャを經由してバルカン諸国や中欧諸国で販売されている。さらに、多数の知財侵害物品が隣国のトルコからトラック、小型バン、観光バスで国境を越えてギリシャに入り、また海路で島々に運ばれている¹³。

ギリシャにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。以下、これらの概要について

¹² <https://www.kklegal.eu/trade-secrets-and-greek-law/>

¹³ <https://www.worldtrademarkreview.com/procedures-and-strategies-anti-counterfeiting-greece>

紹介する¹⁴。

1 民事的手段（民事訴訟）

知的財産権利者は、裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事訴訟においては、権利者は、侵害の停止、損害賠償を請求するのが一般的であるが、裁判所は、侵害品等の回収、市場からの撤去、破壊を命じることもできる。また、裁判所は、原告の請求に応じて、侵害者の費用負担で、判決をメディアやオンラインで公表することを命じることもできる。

また、知的財産権利者は、被疑侵害商品が取引ネットワークを介して流通する前に、仮差止命令を得ることができる。仮差止命令は、知的財産権利者を保護する最も重要な手段の一つである。このような命令を得るためには、権利者は、回避しなければならない大きな緊急性や差し迫った危険性があることを証明しなければならない。これにより、権利者は直ちに救済を受けることができる。

知的財産権の紛争を審理する民事裁判所は、専門の裁判官を擁する知的財産専門裁判所である。ギリシャには、アテネ地方裁判所（ギリシャ南部と島嶼部を管轄）とテッサロニキ地方裁判所（ギリシャ中部と北部を管轄）の特別部である2つのEU商標裁判所がある。EU商標裁判所は、特許侵害訴訟及び意匠紛争をも専属的に管轄している。アテネとテッサロニキの裁判所が管轄する著作権紛争も、知的財産専門部で審理される。

裁判所における民事訴訟の審理では、立証責任は、基本的に、原告にある。この負担を軽減するため、例えば、商標法では、侵害商標が原告商標と同一である場合、原告が商標登録証明書を裁判所に提出するだけで侵害を証明できると規定している。通常の民事訴訟手続と差止命令の両方の審理において、双方の証人1名ずつによる口頭での証言が認められている。その他の証人は、判事や公証人の面前で宣誓供述書を提出して証言することができる。専門家も証人として証言することができる。なお、ギリシャでは、米国法のようなディスカバー制度は採用されていない。

2016年1月1日以降に提起された訴訟に適用される民事訴訟法の改正により、通常の手続きで終局的な差止命令が請求されている場合、提訴から4か月以内に審理が行われ、直ちに判決が下されなければならない。判決は、控訴審が行われる前であっても、要求に応じて暫定的に執行することができる。

商標権侵害の場合、権利者に有利な損害は、侵害者がライセンスを付与されていたであろう場合に失われたロイヤリティ又は失われた利益に基づいて計算される。さらに、侵害の意図や重大な過失がない場合には、侵害者が侵害から得た利益や権利者が失った利益を権利者に与えることができる。

¹⁴ 以下の記述においては、主に、「Procedures and strategies for anti-counterfeiting: Greece」(Malamis & Associates)を参照した。

<https://www.worldtrademarkreview.com/procedures-and-strategies-anti-counterfeiting-greece>

著作権侵害の場合、裁判所は、権利者に、逸失利益、利益の計算、又は精神的損害を与えることができる。損害賠償の立証を容易にするために、法律は、侵害者が許諾を得ずに行った利用の形態に対して支払われるべき料金の 2 倍以上の金銭的補償を行うことができると規定している。損害賠償を求める代わりに、侵害が故意又は過失により行われたか否かにかかわらず、権利者は、侵害者が当該利用により得た利益の回復を請求することができる。

特許及び意匠の侵害の場合、侵害が故意に行われたときは、原告は、①損害賠償（実損、逸失利益、精神的損害が立証できる場合はそれらを含む）、②利益の計算、③喪失したロイヤルティに相当する金額の支払い（この金額は、原告が立証しなければならない）の 3 つの中から金銭的救済措置を選択することができる。

懲罰的損害賠償は、原告と被告の間で事前の契約における違約金の形で契約上合意されていた場合を除き、法律上認められない。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

ギリシャでは、商標権侵害及び著作権侵害の場合、権利者は、民事的手段だけでなく、刑事的手段も利用することができる。これに対し、特許権侵害及び意匠権侵害の場合は、刑事的手段を利用することはできない。

商標権侵害又は著作権侵害の場合、権利者はいくつかの管轄当局に申告することができる。例えば、刑事警察又は金融警察、経済犯罪対策機関、沿岸警備隊、税関である。

商標法は、侵害者に対する刑事罰を定めている。商標権侵害の刑事事件の捜査を当局に開始してもらうためには、権利者は刑事告訴を行い、故意侵害の存在を示さなければならない。刑事告訴は、犯罪行為から 3 か月以内、又は権利者がそれを知ってから 3 か月以内（いずれか遅い方）に行わなければならない。侵害行為が繰り返されている場合は、新たな侵害行為があるたびに、期限がリセットされる。権利者は、刑事告訴を行った後でも、希望する場合は、刑事告訴を取り下げることができる。

他方、著作権侵害の場合は、故意侵害という前提条件さえ満たされていれば、当局が職権で（即ち、権利者の刑事告訴がなくても）刑事事件の捜査を開始することができる。

刑事訴追は、侵害行為地の管轄裁判所で行われる。

刑事的手段の主な利点としては、①侵害者に対し、身柄拘束及び禁固刑という感銘力の大きい措置をとることができること、②被疑侵害物品をすぐに差し押さえる可能性があること、③裁判所が被疑侵害物品の破棄を命じることもできること等が挙げられる。

商標法は、商標権侵害に対するより厳格な刑事罰を導入した。即ち、禁固刑の下限は 6 か月、罰金刑の下限は 6,000 ユーロに引き上げられた。同一又は類似の商品に同一の商標を無許可で使用し、商業的又は事業的規模で侵害者が利益を得たり、権利者に損害を与えたりした場合は、加重犯罪とみなされ、より厳しい罰則が科される（2 年以上の禁固刑及び 6,000 ユーロから 30,000 ユーロの罰金刑）。第三者が故意に商標権を侵害した場合、たとえそれが仲介者（例えば、侵害商品の販売者、輸入者、保有者、輸出者）であったとしても、刑事

罰の対象となる。

著作権を侵害した者は、1年以下の禁固刑及び2,900ユーロから15,000ユーロの罰金刑が科される。重大な侵害の場合には、10年以下の禁固刑及び34,075ユーロの罰金刑が科される可能性がある。

模倣品の差押は、野外市場、倉庫、店舗のいずれにおいても、法執行機関が行うことができる。商品の所有者が差押に異議を唱えない場合や、商品に適切な納税書類や財務書類が添付されていない場合は、模倣品として差押することができる。所有者が差押に異議を唱える場合は、書面による異議申立てを行い、法律で定められた期限内に、適切な税務書類（例えば、出所や供給者を示すインボイス）を提出することができる。異議が申し立てられた場合、破壊は延期され、商品は保管される。しかし、異議申立てがない場合は、裁判所の判決を待つことなく、物品の即時破壊のための行政決定を出すことができる。これにより、当局の行動が容易になり、保管場所が解放され、法執行官が保管場所を警備する必要がなくなる。

3 税関の水際措置

模倣品の問題に直面した知的財産権者としては、税関による水際取締り（輸入差止措置）を利用することも有効である。

税関の水際措置については、税関法および直接適用される EU 税関規則により定められている。

税関の水際措置のほとんどは、権利者が申請書を提出して、税関に疑わしい商品を検査してもらい、知財侵害物品かどうかを判断し、必要に応じて差押えするよう要請することで開始される。このような申請は1年間有効であり、その後も再度申請することができる。

多くの場合、税関職員は、侵害の疑いに基づいて行動する。このような場合、税関は、商標局に連絡することにより、ギリシャにおける権利者の登録代理人を特定する。その後、権利者は、3営業日以内に、税関への差止申請を行うことができる。

差し押さえられた物品は、それが知財侵害物品であることを権利者が確認し、輸入者の同意を得た上で、破棄される。また、輸入者が書面で通知されても期限までに異議を唱えない場合や、輸入書類で申告した住所が間違っている場合にも破棄される。

知財侵害物品を破壊するための費用は、権利者が負担する。しかし、裁判を開始することにより、権利者は、そのような費用や破壊が遅れた場合に発生する可能性のある保管費用の補償を、輸入者に求めることができる。

輸入者又はその代理人には、差押決定及び破壊決定の両方が通知される。税関法では、輸入者は、10営業日以内に、いずれかの決定に対し、書面で異議を申し立てることができる。権利者が所定の期間内に回答しない場合、差し押さえられていた物品は解放される。

商標法によれば、ギリシャ国内で輸送中の知財侵害物品は、差押及び破壊される可能性のある侵害品とみなされる。したがって、税関も輸送中の商品を差し押さえることができる。税関は、ギリシャ国内のどこでも行動する権限を有しており、税関の領域に制限されていない

い。

XI おわりに

以上、ギリシャの知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、ギリシャ法については、ドイツ法、フランス法及び英国法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ギリシャの知的財産法に関する日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となる。

ギリシャの知的財産法制度は、前述したとおり、ギリシャ国内レベルと EU レベルに分かれている等、非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、ギリシャの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.15399』（経済産業調査会、2021年、原題は「世界の知的財産法 第38回 ギリシャ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。